

～つながる人・まち・彩りあふれる 躍動都市・かごしま～

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域に関する説明会の開催について（お知らせ）



©K.P.V.B

鹿児島市では、宅地造成に伴う崖崩れや土砂の流出による災害から、国民の生命及び財産を保護するため、「宅地造成等規制法」により、必要な規制を行ってきました。

国は、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されていることなども踏まえ、「宅地造成等規制法」を盛土等による災害から国民の生命・身体を守るために、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）に改正しました。

鹿児島市においても、この法改正を受け、「令和7年4月1日より盛土規制法の運用を開始し、市全域を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に指定する予定としております。」なお、経過措置として、盛土規制法に基づく新たな規制区域を指定するまでは、これまでの宅地造成工事規制区域に改正前の宅地造成等規制法が引き続き適用されます。

《鹿児島市における 宅地造成規制のあゆみ》

昭和 37 年 6 月 16 日（県指定）

規制区域面積 1,695ha

※規制開始

昭和 41 年 4 月 26 日（県指定）

規制区域面積 4,961ha

昭和 45 年 2 月 6 日（県指定）

規制区域面積 6,182ha

平成 16 年 7 月 22 日（市指定）

（規制区域の見直し）

規制区域面積 16,684ha

平成 19 年 10 月 1 日（市指定）

（合併による指定）

規制区域面積 30,700ha

※本市全域の約 56%

新たな法律の概要

- 盛土等が崩れることにより、人家等に被害を及ぼす可能性があるエリアは規制区域として指定します。
- 規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要になります。
- 規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を常に安全に保つ責務があります。
- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準が強化されます。

○ 盛土規制法総合窓口（国土交通省ホームページ）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-portal.html>



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁
「盛土規制法パンフレット（一般用）」より引用

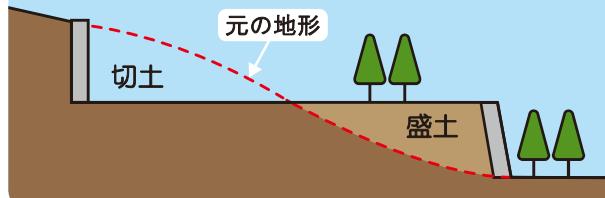
1. 盛土等とは

盛土等とは下記のような行為のことをいいます。

例えば…

盛土・切土

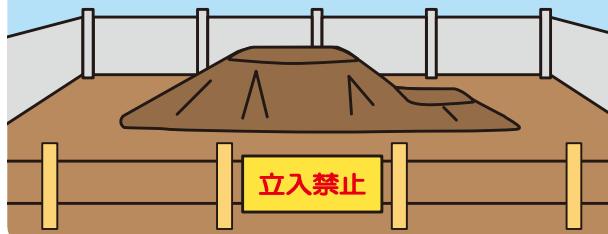
宅地を造成するための盛土・切土
残土処分場における盛土・切土
盛土を伴う田畠転換
太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



例えば…

土砂の仮置き

土砂のストックヤードにおける仮置き 等



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁「盛土規制法パンフレット（一般用）」を一部改変

2. 「宅地造成等工事規制区域」、「特定盛土等規制区域」とは

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※鹿児島市の規制区域については、裏面をご覧ください。

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁「盛土規制法パンフレット（一般用）」を一部改変

3. 許可の対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更（盛土・切土）> ※規制区域により要件が異なります。

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (①,②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①,③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 3,000m超 となるもの (①~④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 3,000m超 となるもの
イメージ図		

出典：国土交通省・農林水産省・林野庁「盛土規制法パンフレット（事業者用）」より引用

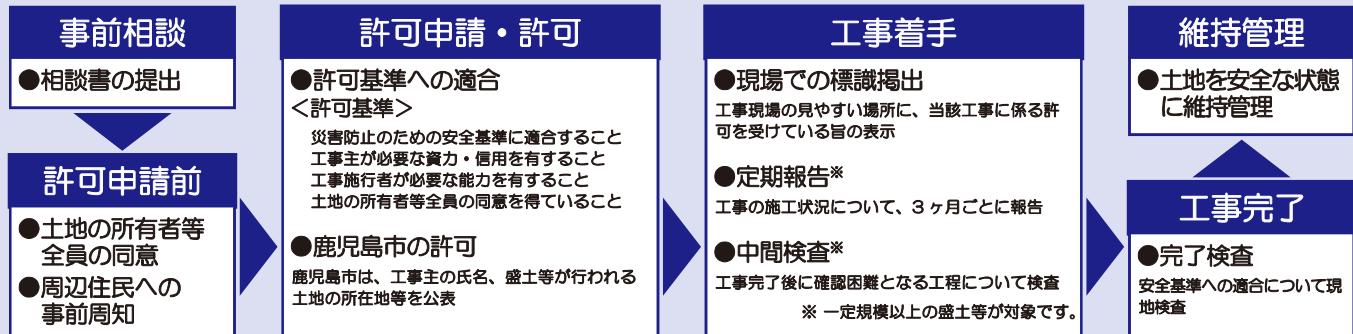
※規制区域内で対象となる盛土等を行う際、市の許可が必要です。

盛土等を行いたい場合は、必ず「事前に」市役所にご相談ください。

✓ 宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制の対象となりますのでご注意ください。

✓ 特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要な場合があります。

4. 許可申請から工事完了までの流れ



＜注意＞

規制区域の指定日に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事を行っている場合は、**許可是不要ですが、指定日から21日以内に工事内容の届出が必要です。**

5. 盛土等の維持管理について

- 規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。
- 土地所有者等が認知していない盛土等であっても、周辺の安全確保のため、土地所有者に是正命令等が行われる場合があります。
- 盛土等による災害を防止するため、自らの土地を安全に維持管理することが重要です。



出典：国土交通省・農林水産省・林野庁
「盛土規制法パンフレット（事業者用）」より引用

6. 住民説明会のご案内

盛土規制法による規制区域について、下記の7会場で住民説明会を開催します。

	地域	日付	時間	場所
1	桜島地域	7/20（土）	10:00～11:00	桜島港多目的ホール
2	吉田地域	7/20（土）	14:00～15:00	吉田公民館 第1研修室
3	喜入地域	7/21（日）	10:00～11:00	喜入公民館 第1研修室
4	谷山地域	7/21（日）	14:00～15:00	谷山サザンホール 第1会議室
5	松元地域	7/23（火）	19:00～20:00	松元公民館 研修室
6	郡山地域	7/25（木）	19:00～20:00	郡山公民館 研修室
7	中央・吉野・伊敷地域	7/26（金）	19:00～20:00	市民福祉プラザ 5階 大会議室

※説明会へお越しになるときは、こちらの「広報紙」をお持ちください。

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

7. パブリックコメント手続について

盛土規制法による規制区域の素案に関するご意見を募集します。ご意見は、住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、郵便、FAX、電子申請、電子メールのうちいずれかで提出をお願いします。

【提出期間】 7月20日（土）～8月30日（金）（消印有効）

素案の内容は、本庁、各支所、各地区の公民館などのほか、市ホームページでもご覧いただけます。
※ご希望の方には資料を送付します。詳しくはお問い合わせください。

お問合せ先

鹿児島市建設局都市計画部土地利用調整課
〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1
電話番号：099-216-1383
FAX：099-216-1385



市ホームページ
(住民説明会・パブリック
コメント手続など)